

男女共同参画市民意識等調査分析業務プロポーザル審査委員会

真庭市プロポーザル審査委員会規則(平成31年真庭市規則第70号)第3条の規程に基づき設置する男女共同参画市民意識等調査分析業務の公募型プロポーザル審査委員会について、組織及び運営に関し必要な事項は下記のとおりとする。

記

1 目的

男女共同参画市民意識等調査分析業務を行う事業者を厳正かつ公正に選定するため必要な事項を審査する。

2 委員会の名称

男女共同参画市民意識等調査分析業務プロポーザル審査委員会
(以下「委員会」という。)

3 プロポーザル方式

公募型プロポーザル

4 審査の対象となる業務

本市における女性活躍推進に資する施策の方向性を検討・提案するもの及び第5次真庭市男女共同参画基本計画の策定に向けた基礎資料作成の支援業務

5 所掌事務

- (1) プロポーザル実施要領等の作成に関する事項
- (2) プロポーザル審査選定基準に関する事項
- (3) 企画提案書の審査
- (4) 最優秀提案者(優先交渉権者)の決定に関する審査

(5) その他市長が必要と認める事項

6 組織

委員会の委員は、専門的知識を有する者又は資格を有する者及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命し、6名をもって組織する。

7 選定結果の公表等

(1) 委員会の会議は非公開とする。

(2) 事業者の選定結果は公表する。ただし、選定経過については公表しない。

8 委員会の庶務

生活環境部くらし安全課が処理する。